



柏崎市

調整給付金（不足額給付分）のご案内

手続き方法を確認し、期限までに手続きを行ってください

手続き方法について

1 【支給のお知らせ】が届いた方

●【支給のお知らせ】に記載された口座情報や支給内容に間違いがない場合

お手続きは不要となります。記載された支給日に給付いたします。

●本給付金の受取口座を変更する、受給を辞退する場合

うら面に記載の【不足額給付担当部署】へご連絡ください。必要書類を送付します。

2 【支給確認書】が届いた方

●オンライン申請をする場合（代理人が受給する申請はできません。）

【大切なお知らせ】

『調整給付金(不足額給付分)』

お知らせ 在中

早めに開封して、必ず中身をご確認ください。

左の封筒に同封された「柏崎市 調整給付金（不足額給付分）のご案内」にオンライン申請用の二次元コード及びURLを掲載していますので、そちらから申請を行ってください。
※給付金対象者のみ送付しています。

●支給確認書を返送する場合

	【提出書類】	【詳細情報】
<input type="checkbox"/>	支給確認書	支給確認書の裏面に「受取口座」「氏名」「確認日」「連絡先電話番号」をご記入ください。
<input type="checkbox"/>	本人確認書類の写し	マイナンバーカードや運転免許証など
<input type="checkbox"/>	口座のわかる通帳やキャッシュカードの写し	通帳やキャッシュカードがない場合、口座のわかるパソコンやスマホの画面を撮影またはスクリーンショットしたものを添付してください。
<input type="checkbox"/>	本人確認書類（代理人）の写し	※代理人が不足額給付を受給する場合のみ同封 代理人のマイナンバーカードや運転免許証など

●市役所の窓口で提出する場合

提出場所：柏崎市役所 2階 税務課5・6番窓口
受付時間：8：30～17：15（土日祝日を除く）

	【持ち物】	【詳細情報】
<input type="checkbox"/>	支給確認書	支給確認書の裏面に「受取口座」「氏名」「確認日」「連絡先電話番号」をご記入ください。
<input type="checkbox"/>	本人確認書類の写し	マイナンバーカードや運転免許証など
<input type="checkbox"/>	口座のわかる通帳やキャッシュカードの写し	通帳やキャッシュカードがない場合、口座のわかるパソコンやスマホの画面を撮影またはスクリーンショットしたものを添付してください。

●提出期限

令和7年10月31日（金）

※上記期限までに提出がない場合は、本給付金の受給を辞退したとみなします。予めご了承ください。





不足額給付の制度について Q&A

Q1 不足額給付の対象はどのような方か

A 当初調整給付の算定に際し、令和6年分推計所得税額を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額を支給する。

または、本人および扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方に対して、支給する制度です。

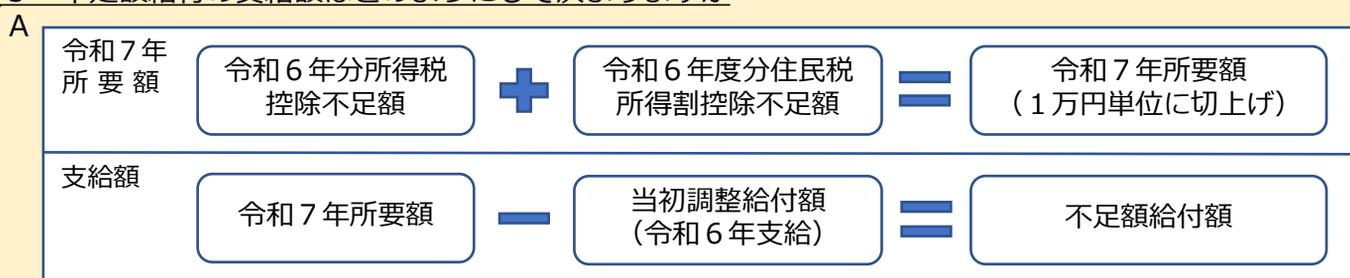
※ここでの「低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主・世帯員」とは下記の世帯主・世帯員を指します。

- ・令和5年度住民税非課税世帯への給付（7万円）
- ・令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付（10万円）
- ・令和6年度新たに住民税非課税世帯もしくは、均等割のみ課税となった世帯への給付（10万円）

Q2 不足額給付の対象になるのは当初調整給付の対象となった方だけですか

A 当初調整給付を受給していない方であっても、不足額給付の算定において、「不足額給付時における調整給付所要額」が「当初調整給付時における調整給付所要額」を上回る場合には、不足額給付の対象となります。

Q3 不足額給付の支給額はどのようにして決まりますか



Q4 所得税、住民税の控除不足額とは何か

A 所得税、住民税の定額減税可能額から令和6年分所得税額、令和6年度分住民税所得割を差し引いた後に残る額です。

※令和6年分所得税額は柏崎市が所有する課税資料から所得等を基に算出した額です（定額減税前）。

令和6年度分住民税所得割は税額更正がない場合、当初調整給付で算出した額になります。

Q5 不足額給付はいつ支給されますか

- A
- ・【支給のお知らせ】が届いた方 → お知らせに記載された支給日
 - ・【支給確認書】が届いた方 → 柏崎市が支給確認書を受理した日から約4週間後

Q6 不足額給付についての問合せ先はどちらですか

A 不足額給付の制度に関することや給付の受け方などについては、下記コールセンター宛てにお問い合わせください。

※コールセンターでは個別具体的なお問い合わせ（対象か否か・支給金額・課税内容による有利不利など）にはお答えできません。予めご了承ください。

お問い合わせ先

柏崎市定額減税コールセンター

0120-20-0682

受付時間 8:30～20:00（土日祝日を含む）

※コールセンター設置期間は令和7年8月1日から令和7年10月31日まで

「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

【不足額給付担当部署】 右の二次元コードから不足額給付について確認できます。

柏崎市役所 税務課 市民税係（2階5・6番窓口）

TEL0257-23-5111（代表）内線2211・2202・2201・2208・2215・2210

